

長崎県文化財保存活用大綱

(案)

令和2年10月

長崎県教育委員会

目次

第1章 大綱の目的

1. 策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 位置付け・・ 1
3. 構成・・ 3
4. 期間・・ 3

第2章 長崎県の文化財

1. 長崎県の自然と歴史・文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 文化財を取り巻く近年の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3. 長崎県の文化財
 - (1) 長崎県の文化財の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (2) 世界遺産・世界の記憶遺産・日本遺産など・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

第3章 保存・活用の基本方針

1. 基本理念・・ 52
2. 目指すべき姿・・ 53
3. 基本方針・・ 54
4. 推進体制の整備・計画作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

第4章 保存・活用のために講ずる措置

1. 基本的な取組
 - (1) 調査研究・・ 57
 - (2) 指定等・・ 57
 - (3) 保存継承・・ 58
 - (4) 活用・・ 59
 - (5) 情報発信・・ 60
2. 重点的な取組・・ 61

第5章 市町への支援方針

1. 支援の考え方・・ 63
2. 財政的支援・・ 63
3. 市町における専門的人材の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
4. 文化財保存活用地域計画の作成などの支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64

第6章 防災・防犯、災害発生時の対応

1. 防災・防犯対策の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
2. 防災・防犯の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
3. 災害発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68

第7章 保存・活用の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

第1章 大綱の目的

1. 策定の趣旨

我が国では、少子高齢化が急速に進展した結果、平成20（2008）年をピークに総人口が減少に転じており、人口減少時代を迎えている。一方、離島地域や半島地域などを多く抱える本県は、国全体よりも約50年早く人口減少が始まり平成27（2015）年に約138万人だった人口は令和27（2045）年に100万人を割り込み、令和42（2060）年には80万人を下回るとの推計もある。こうした近年の過疎化・少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、文化財の保存・活用においても各地の貴重な文化財の滅失・散逸等の防止が緊急の課題となっており、従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財を観光・まちづくり分野に生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備することが求められている。

国においては、平成30（2018）年の文化財保護法の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）及び国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定等が制度化された。これらの仕組みにより、各地域において中・長期的な観点から文化財の保存・活用のための取組を計画的・継続的に実施できるようになり、また、地域の文化財行政が目指す方向性や取組の内容が可視化されるほか、文化財の専門家のみならず多様な関係者が参画した地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組が促進されることが期待されている。

こうした社会的要請を背景に、本県においても県内における文化財の保存・活用の基本的な方向性を明確化し、各種施策を進めていく上での共通の基盤とするため「長崎県文化財保存活用大綱」を策定する。このことにより、関係機関の連携を強化し市町が矛盾なく同じ方針の下に円滑に文化財の保存・活用に取り組むことを可能とするとともに、複数市町にまたがる歴史的・文化的関連性を有する圏域においても特化した取組の方針を定めることで、関連する市町が円滑に連携して取り組むことを目指す。

2. 位置付け

大綱は、文化財保護法第183条の2の規定に基づき策定するもので、本大綱は、県内に所在する未指定を含めた有形・無形の文化財を次世代に継承していくために、本県における文化財の保存・活用の基本的方向性を示したものである。

また、本県の関係諸計画等に位置付けられる文化財に対する社会的要請や期待されている役割を十分踏まえ、県内の文化財の保存・活用の施策の実施を通じて県民生活の向上や地域社会の発展にも有益なものになるように配慮して策定している。

本県では、時代の潮流や県の課題を的確に捉え、将来を展望しながら新たな視点での長崎県づくりを計画的に進めていく必要があることから、平成28（2016）年3月に今後の県政運営の指針や考え方を県民に分かりやすく示した総合計画として「長崎県総合計画チャレンジ2020」を策定している。本計画では、「人、産業、地域が輝く たくましい長崎県づくり」を基本理念に掲げ、本県が目指す5つの将来像を提示している。文化財に係る施策は、そのうちの一つ「交流でにぎ

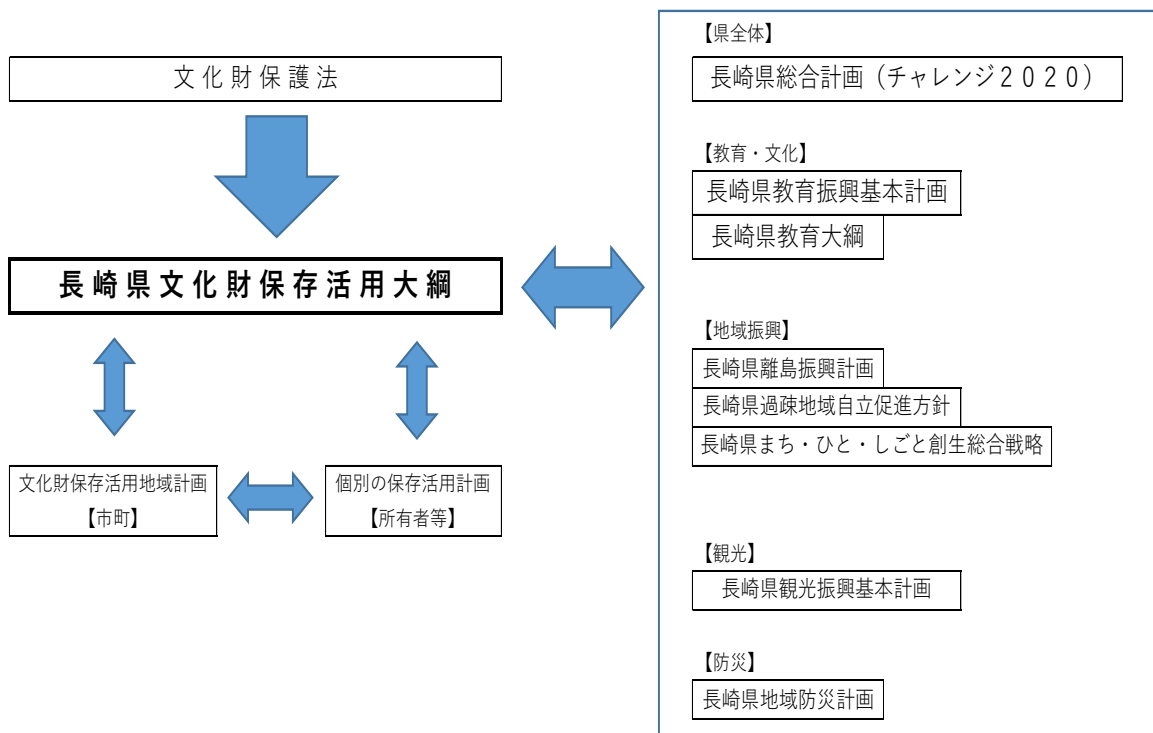
わう長崎県」の実現を目指し、伝統文化の継承と文化財の保存・活用によって郷土の歴史や文化の保存継承活動の活性化を図り、世代間交流を促し豊かで活気ある地域社会の実現に貢献することが期待されている。また、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の2つの世界遺産をはじめ、日本遺産、世界の記憶、ユネスコ無形文化遺産などの特色ある文化財は、観光振興や地域活性化の中核的な地域資源としての役割を担うものとして位置づけられている。

「第三期長崎県教育振興基本計画」では、基本テーマを「長崎の明日を拓く人・学校・地域づくり」としている。文化財に係る施策は、長崎県教育方針で目指す4つの人間像のうち、主に「我が国と郷土の伝統・文化や自然を誇りに思い、未来を創造し国際社会に貢献する人間」の育成を目指し、文化財の保存・活用や伝統文化の継承、世界遺産・日本遺産の情報発信などに取り組むことで「人生や地域に潤いと賑わいをもたらす文化・スポーツ活動を推進していく」ことが定められている。加えて、「長崎県教育大綱」では、「本県の美しい自然、先人が築き上げてきた歴史や文化、長崎だからこそ得られる豊かな暮らしなど、ふるさと長崎の魅力を実感し、愛着と誇りを持ちながら、更に継承発展させようとする意欲や態度を育む」ことが方針の一つとして掲げられている。

また、「長崎県離島振興計画」「長崎県過疎地域自立促進方針」においては、離島に残された貴重な文化財の保存に対する支援や担い手の育成に努める必要があること、地域の文化資源の利活用を促進することにより、地域の多様な文化を再認識し地域社会づくりを目指すことが示されているほか、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」「長崎県観光振興基本計画」では、2つの世界遺産や日本遺産を中心とする歴史文化等を活用した観光客の誘致・拡大等が施策として位置づけられている。

更に、文化財保護法に基づき、市町においても、本大綱を勘案し、市町の「文化財保存活用地域計画」を作成することにより、県内全域での一体的な保存・活用が推進されることが期待できる。

大綱の位置づけ



3. 構成

大綱の第1章では、「大綱の目的」として、文化財保護法の改正を背景とした大綱策定の経緯と趣旨、大綱と市町が作成する地域計画や県が策定する総合計画や周辺計画との関係性を踏まえた大綱の位置づけ、大綱の全体構成を示している。

第2章は、「長崎県の文化財」とし、県内の文化財を中心にして地域の成り立ちから、本県の歴史文化を振り返る。また、文化財を取り巻く社会環境等の変化や本県の文化財の特徴等を分析して、貴重な文化財を次世代に継承していくために必要となる視点・考え方を整理する。

第3章は、本県の文化財の特徴等を踏まえて「保存・活用の基本方針」を記載する。文化財の保存・活用を推進していくためには、県市町の文化財保護部局のみならず所有者や地域住民も含めた関係者が思いを共有し一丸となって取り組んでいく必要がある。本章では、関係者間で共有する基本理念を示すとともに、本県が目指すべき姿、文化財の保存・活用に向けた基本的な方針を示している。

第4章は、保存・活用の基本方針に基づいた「保存・活用のために講ずる措置」について記載する。県内の多種多様な文化財の本質的価値を損なうことなく健全に保存・活用していくためには、文化財の種類・性質・様態等に応じた個別具体的な方策が求められる。本章では、本県が今後行っていく文化財の保存・活用に係る様々な取組について、基本的な取組と重点的な取組に分けて整理している。

第5章では、「市町への支援方針」について、文化財の保存・活用にあたっての県と市町の役割を検討し、県市町が相互に補いながら保存・活用の施策を遂行できるように、市町が文化財の保存・活用の施策や地域計画を作成する際の県の支援方針とその体制を記載している。

第6章では、「防災・防犯、災害発生時の対応」について、平時から文化財を良好に維持管理していくために必要な災害の予防策や減災の考え方や方策について整理している。

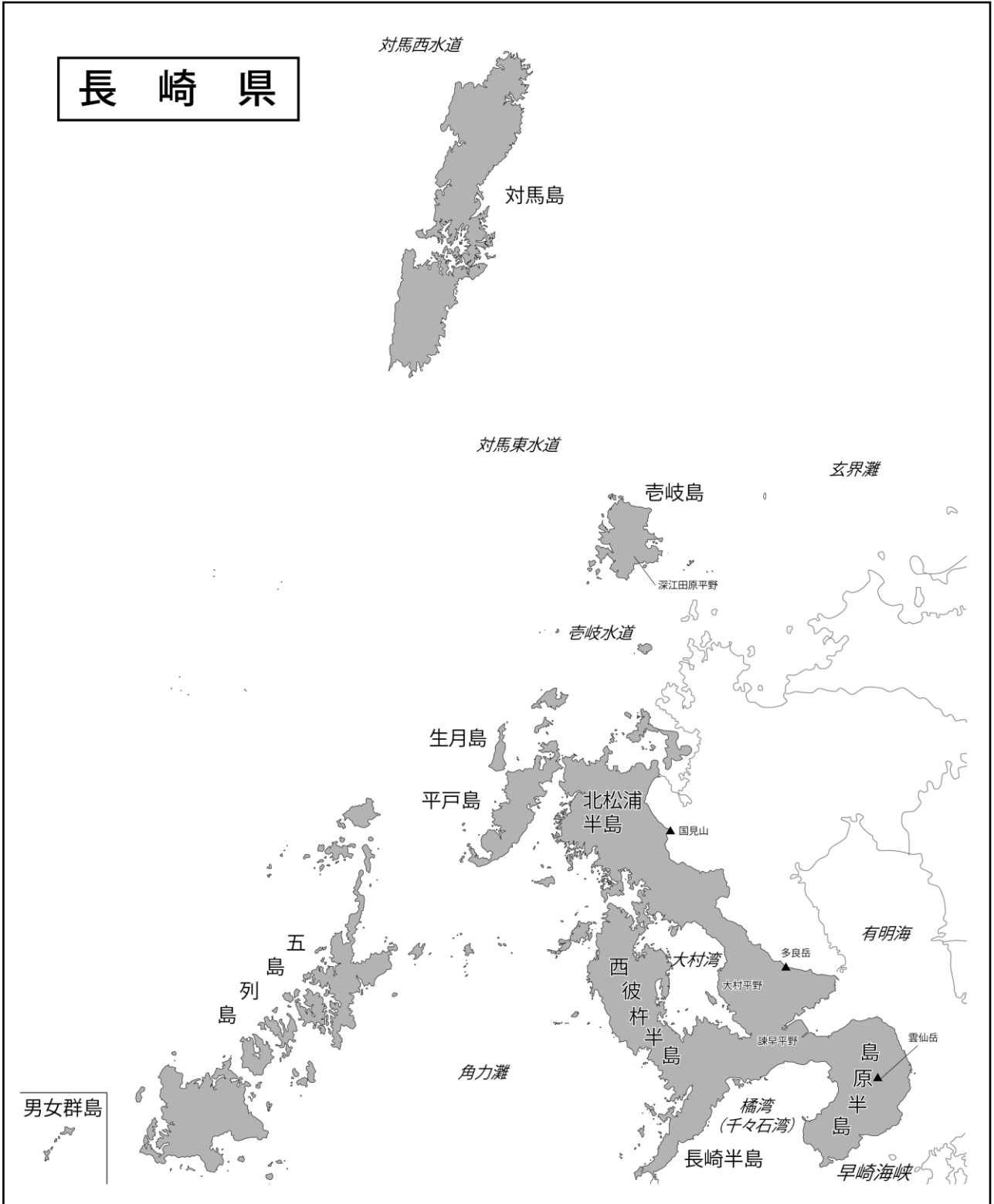
また、非常災害発生時の対処方法や連絡体制のほか、行政と地域住民が連携して災害から文化財を守るためのネットワークづくりなどにも言及している。

最終章の第7章では、「文化財の保存・活用の推進体制」として、文化財保護を主管する学芸文化課をはじめ、その地方機関、施策に関わる関係各課及び機関、長崎県文化財保護審議会、関係民間団体等における専門人材の配置等についても記載している。

4. 期間

本大綱の実施期間は、期間を定めない。大綱に記載する諸施策がバランスよく進捗しているかを定期的に確認し、新たに直面した問題に対しては、関係者間で速やかに共有し改善を促す。社会情勢の変化や地域住民の要請等を考慮し、必要に応じて改訂を検討するものとする。

長崎県の地勢



第2章 長崎県の文化財

1. 長崎県の自然と歴史・文化

(1) 概要

① 地勢

本県は九州の西岸に位置し、主に海と島と半島によって構成されている。周辺は海域に囲まれ、対馬・壱岐を取り巻く対馬海峡西水道・東水道、壱岐水道があり、西彼杵半島と五島列島の間には角力灘すもうなだがある。更には、天草灘や早崎海峡を通じて東方には干満差の著しい有明海が広がっている。また、伊ノ浦の瀬戸（針尾瀬戸）によって佐世保湾に通じている大村湾、南方には落日の美しさで知られる橘湾（千々石湾）がある。

これらの海には、対馬、壱岐、平戸、生月、五島列島、男女群島をはじめ、594 を数える島々が浮かぶ。このような大小多数の島々に半島や入り江が多い複雑な地形も加わって、本県の海岸線の延長は、約 4,184 km（平成 31 年 3 月 31 日現在）に及び、北海道に次いで第 2 位の長さを誇る。県域も広大で南北 307 km、東西 213 km に及ぶ。島嶼部とうしょぶが非常に多いことに加えて、リアス海岸と呼ばれる複雑な海岸線が入り組んだ地形により、いたるところに美しい自然景観が生まれることになる。

陸域の面積は 4,105.47 k m²で、西彼杵半島、長崎半島（野母半島）、島原半島、北松浦半島といった半島からなり、いずれも丘陵性地形で平地に乏しく、平野は県央地区の大村・諫早平野や壱岐島の深江田原など僅かである。主要山系には雲仙山系、多良山系、国見山系があり、多良岳、国見山の両山系は佐賀県との分水嶺となっている。河川は大規模なものではなく、一級河川としては本明川のみであり、二級河川としては佐々川、相浦川、川棚川などが主なものである。

気候は、対馬海流が東シナ海を北上しているため、ほぼ県内全域が海洋性気候で温暖である。

② 沿革

古代の律令制下において、本県の範囲は、肥前国の西南部と対馬国及び壱岐国の 3 国に及ぶ。律令制衰退後は、平野部に乏しく生産性が低かったことから、土地に基盤を置く荘園制度はあまり発達せず、戦国時代になっても県全域を統一するような強力な政権は現れなかった。近世幕藩体制下においては、対馬・平戸・五島・大村・島原各藩と佐賀藩の諫早・神代・深堀各領、平戸藩から分出した今福領、五島藩から分出した富江領に加えて、天領長崎があった。島原藩を除く藩主は外様大名で幕末まで転封もなく、中世以来の分立した状態が長らく続いた。

明治維新後、明治元（1868）年 2 月 1 日には、天領長崎に長崎裁判所が設置され、その初代総督さわのがよしに沢宣嘉が任命された。同年 5 月 4 日、長崎裁判所は長崎府と名称を改め、更に明治 2（1869）年 6 月、版籍奉還の断行によって各藩主を藩知事とし、同時に長崎府を長崎県と改称した。明治 4（1871）年 7 月 14 日に廃藩置県によって、大村・島原・平戸・福江・巖原・鍋島の諸藩にそれぞれ県が設置されたが、同年 11 月 14 日巖原県を除く長崎、大村、島原、平戸、福江の 5 県が廃止され、新たに長崎県が成立した。一方、巖原県は、明治 4（1871）年 9 月 4 日、佐賀県とともに伊万里県に併合されたが、伊万里県が明治 5（1872）年 5 月 29 日に再び佐賀県に復帰することになったことに伴い、同年 8 月 17 日に長崎県の所管となった。これより先、明治 5（1872）年 1 月 1 日、佐賀藩領であった高来郡の一部（諫早領の北高来及び南高来こうじろの神代）、彼杵郡の一部（深

堀領)は、伊万里県から分離して長崎県の所管となった。その後、明治9年に佐賀県の一部又は全部と合併したこともあったが、明治16(1883)年に佐賀県が分離したことにより、現在の長崎県となった。明治22年市町村制が施行された当時は、長崎市1市のほか15町、289村あったが、その後新市の誕生や町村合併等により、令和2年3月31日現在、13市8町となっている。

(2) 自然

① 地史と地質

日本列島はユーラシア大陸の東縁の一部であったが、白亜紀末～古第三紀の約2500万年前以降、東縁部が割れ始めて地溝帯を形成し、中新世の約1900万年前以降は地溝帯の拡大と海の侵入が進み、約1450万年前には現在の日本海が形成されて大陸から分離した。本県の地質は、これらの地史を反映したもので、ユーラシア大陸の一部だった時期に形成された結晶片岩や蛇紋岩等の変成岩類が、西彼杵半島や長崎半島に分布し、地溝帯及びその拡大期に形成された、河川湖沼堆積物あるいは海成堆積物である砂岩・頁岩を主体とする対州層群や五島層群が、対馬から北松の島嶼部、五島列島北部にかけて分布する。中新世後期(1500万年前)から第四紀にかけて火山活動が活発になり、五島列島福江島や壱岐島、北松浦半島、長崎、多良岳などが溶結凝灰岩や玄武岩、安山岩で覆われた。島原半島では、600万年前以降に火山活動を始めたが、中心にある雲仙火山は50万年前以降溶岩ドームの形成と火砕流噴火を繰り返し、現在に至っている。

このように、長崎県の表層地質は、時期や成因の異なるさまざまな岩石がモザイク状に複雑に分布する点が特徴である。また、形成時期が比較的古いことから浸食が進んでおり、出入りの多い複雑な海岸線を形成する要因となっている。

② 動植物

A. 植物相の特徴

本県の植物相の特徴は、本州と比較すると、低地帯に照葉樹林あるいは暖帯系の要素が多いことが挙げられる。例えば、本州では比較的稀なコバンモチ、ヤマモガシ、ホルトノキ、ヤマヒハツ、シイモチ、ヤマビワ、ハクサンボク、ルリミノキ、オオバジュズネノキ、ノシランなどが普通に見られる。また、山地帯にはミヤマキリシマ、ヒメウラシマソウ、ツクシゴメグサ、ツクシアオイ、ウンゼンカンアオイなどの九州固有の植物が見られる。いずれも温暖な気候を反映した特徴である。九州の他県と比較した場合の特徴は、以下の4点である。

- ア. 大陸系植物が多い。特に地理的に朝鮮半島に近い対馬をはじめ、壱岐、平戸や県下全体にも見られる。キビヒトリシズカ、ヒトツバタゴ、イワギク、ヒメマツカサススキ、チョウセンキハギ、タンナチョウセンヤマツツジなどがある。
- イ. 南方系植物の分布が著しい。特に男女群島や五島列島をはじめ、県南部には北限になっている植物が少なくない。ヘゴ、リュウビンタイ、ヒロハノコギリシダ、ケホシダ、ヤワラハチジョウシダ、サツマサンキライ、サキシマフヨウ、ビロウ、ノアサガオなどがある。
- ウ. 北方系植物あるいは温帯性植物で、分布の西南限となっているものがある。これには日本固有の山地性植物であるブナ、ホオノキ、ミズナラ、コミネカエデ、カジカエデ、チドリノキ、オトコヨウゾメ、ヒカゲツツジ等と、海岸植物であるハマニンニク、ハマムギ、エゾオオバコ、スナビキソウ、ナミキソウ、ドロイがある。
- エ. 長崎県固有種がある。隔離環境である島や半島が多いことがその要因である。対馬のツシ

マギボウシ、シマトウヒレン、ヒメマンネングサ、ツシマアカショウマ、ツシマノダケ、壱岐のイキノサイコ（変種）、福江島のフクエジマカンアオイ、男女群島のトウカンゾウなどがある。

B. 動物相の特徴

アジア大陸に近い対馬には、ツシマヤマネコやツシマテン、男女群島にはダンジョヒバカリなど、隔離された環境下で独自の進化を遂げた動物も少なくない。また、渡り鳥の渡りの経路となっており、秋になると北方からカモ類をはじめとする冬鳥や、春、初夏には南方からツバメ、ホトトギスなどの夏鳥が見られる。このほか、鹿児島県出水地方とシベリア地方を行き来するマナヅルやナベヅル、ハチクマ、アカハラダカなどのタカ類や、ヤマショウビンやオウチュウ、コウライウグイス、ヤツガシラなどの渡りを見ることができる。沿岸に目を転じると、南方から海流に乗ってやってきたアカウミガメが産卵のために上陸する海岸がある。更に、トンボやチョウといった昆虫類も季節風に乗って、南方や大陸からやってくる。

一方、海域環境は変化に富んでおり、ブリやサバ、イワシなどの回遊性の種とともに、ボラ、ハゼ類やマガキなど汽水性の種も豊富である。これは、外洋の環境ばかりでなく浅海域の環境についても、大村湾や有明海などの内湾や小入江、また海食崖の発達する海岸や転石海岸、砂浜や干潟の海浜など、非常に変化に富んでいるためである。

一方、陸水生物に関しては、起伏が激しく大きな平野の発達が少ない、河川は規模が小さく急勾配であるという地形的特性により、大雨や渇水などの自然災害の影響を受けやすいため、純淡水性の生物種は他県に比べると多くない。

(3) 歴史

① 先史

長崎県では、約3万年前の後期旧石器時代から人類の活動痕跡が確認できる。百花台遺跡群（雲仙市）では、火山灰を挟んでナイフ形石器などが層位的に出土し、石器の移り変わりが明らかになっている。旧石器時代から縄文時代にかけての遺跡としては、佐世保市の福井洞窟や泉福寺洞窟などの洞窟遺跡があり、泉福寺洞窟では1万6千年前のものと推定される最古級の豆粒文土器が出土している。縄文時代には、温暖化により海水面が上昇するとともに、沿岸部で貝塚が形成され、漁労活動が活発であったことが明らかにされている。

弥生時代になると、本県は日本と朝鮮半島・中国大陸とを結ぶ交通路となり、「魏志」倭人伝には3世紀頃の対馬・壱岐に関する記述がみえる。弥生時代の大規模な環濠集落である壱岐市の原の辻遺跡は、発掘調査により、「魏志」倭人伝に記された「一支国」の中心地であったと考えられている。この遺跡では、北部九州の弥生時代遺物と共に、朝鮮半島の初期鉄器時代から原三国時代の楽浪郡・遼東郡関係の土器や金属器などが出土し、当時の朝鮮半島や中国大陸との交流が具体的に裏付けられている。

県内での古墳の分布は、壱岐・対馬を中心に、平戸から小値賀にかけての県北部や大村湾東岸域、島原半島周辺と大きく分かれており、それぞれの地域に有力者が存在していたことを示唆する。対馬では4世紀後半から5世紀にかけて古墳が築造され、壱岐では6世紀後半から7世紀にかけて巨大な古墳が築造されるようになる。特に壱岐では、県内で確認されている古墳のうち約半数にあたる264基が集中している。

② 古代

天智2(663)年の白村江の戦で唐・新羅^{しらぎ}の連合軍に敗れると、北部九州や瀬戸内海沿岸にかけて防衛のための山城が築かれていくが、国境の島である対馬には金田城^{かねだじょう}が築城された。朝鮮式山城とも呼称されるこの城は、石積みの城壁や城戸、石畳などからなる大規模なもので、各地から防人を配置して国境防備にあたった。

五島列島も古代における重要な航海拠点であった。中国大陸の先進文化を摂取^{じよめい}するため、舒明2(630)年から寛平6(894)年にかけて計18回にわたって遣唐使を派遣したが、朝鮮半島の新羅^{しらぎこく}国との関係が悪化すると、博多から平戸を経て五島列島を南下し、福江島から一気に東シナ海を南下して揚子江口に達する航路が主要ルートになっていく。航路沿いに位置する平戸島の安満岳^{やすまんだけ}や志々伎神社^{しじきじんじや}、小値賀町野崎島の神嶋神社^{こなじまじんじや}、新上五島町中通島の山王山などは、当時からこの海域を往来する人びとの信仰を集めたと考えられる。また、五島市には遣唐使船に乗り中国から帰朝した弘法大師(空海)に由来をもつ明星院や大宝寺がある。9世紀末に遣唐使船が廃止された後も博多を中心に中国との貿易が続けられ、平戸-五島列島ルートは外洋船の航路として活用される。東シナ海を横断する最終寄港地である五島市三井楽は、平安時代には「亡き人に逢える島」と称され、異国との境界や日本最果ての地として認識されていた。

③ 中世

律令制の崩壊が進むと、本県域においても松浦郡の宇野御厨^{うのみくりや}や彼杵郡^{そのぎのしょう}一帯には彼杵荘、また高来郡内には伊佐早荘^{いさはやのしょう}など公領・荘園がみられるようになる。こうした支配域を基盤に、宇野御厨の域内には松浦党^{まつらとう}とよばれる中小武士団が、また彼杵荘には波佐見・川棚・伊木力・日宇など現在にも地名が残る在地勢力が台頭するようになる。

11世紀後半から13世紀中葉にかけては日宋貿易が盛んになる。貿易の日本側の拠点であった博多などには宋の商人が居住し、日中間を往来しながら貿易活動に従事していた。松浦地域から大村湾沿岸地域にかけての遺跡からは、海外からの輸入品であった貿易陶磁が高い割合で出土している。

鎌倉時代中期、元と高麗の連合軍が2度にわたって日本を侵攻した文永の役・弘安の役の際には、対馬・壱岐・松浦沿岸が戦場となり、対馬の宗氏や壱岐国守護代の少貳資時^{しょうじにすけとき}などが奮戦するも苦戦した。しかし、大暴風雨により元の船団が壊滅的な打撃を受け日本遠征は失敗に終わる。松浦市鷹島沖の海底で行われた発掘調査では、元軍の武器である「てつほう」や刀などのほか、元軍の軍船も発見されている。

室町幕府の3代将軍・足利義満は遣明船^{けんみんせん}を派遣した。この遣明船には多くの商人も乗り込み、明の貿易港である寧波^{ニンポー}などで私貿易を行った。当初は室町幕府による独占が続いたが、輸入品である陶磁器・絵画・香料などの唐物を求め、やがて守護大名や有力寺社も貿易船を出すようになる。遣明船は博多で準備を整え、平戸から五島を経て明へ至るのが一般的であったため、平戸の^{あづちおおしま}的山大島や五島の奈留は発着地として極めて重要な地点となった。

1370年代から80年代をピークに、朝鮮半島や中国沿岸において倭寇とよばれる集団による海賊行為が頻発した。倭寇勢力の中心は北部九州の武士や民衆であり、対馬・壱岐・松浦の3ヶ所が根拠地といわれる。朝鮮王朝は辺境の警備を強化し倭寇の討伐を進める一方で、倭寇の首領に投降を勧め、投降した場合には土地や家財、官職を与えるなど懐柔に努めた。室町時代初期には西国の大名や有力者が朝鮮との通交関係を持つようになるが、次第に対馬宗氏が独占的地位を固

めていく。

戦国時代になると各地で合戦が繰り返されたが、肥前国でも各地で有力者が台頭した。島原半島では鎌倉御家人の有馬氏が、肥前彼杵荘の小地頭からは大村氏が、松浦党内部からは平戸の松浦氏と宇久の宇久氏が台頭した。宇久氏は南北朝時代に宇久島から福江島に移住し、五島列島の諸氏を配下に治めた。

16世紀半ば以降、中国の海商が九州に来航し、定着して私貿易や海賊行為を行うようになる。平戸や五島に根拠地を置いた王直おうちよくや鄭成功ていせいこうの父・鄭芝龍ていしりゅうはその代表で、九州大名の多くは彼らを領内に受け入れたため、中国貿易の拠点が博多から九州各地に移った。このような後倭寇による活動ルートに便乗して、やがてポルトガル船が来航することになる。

天文19(1550)年にポルトガル船が平戸に来航し、イエズス会のフランシスコ・ザビエルも宣教活動を行い、平戸は南蛮貿易の港として定着する。その後、大村氏・有馬氏・宇久氏など大名の保護のもと、ポルトガル船は横瀬浦(西海市)・福田浦(長崎市)・口之津(南島原市)の各地に入港するようになり、貿易が盛んに行われるとともに宣教師によるキリスト教の布教が進んだ。

元龜2(1571)年に長崎にポルトガル船が来航すると、前後して町割が行われ、キリシタンや諸国からの商人らが集住し、以後長崎は貿易港として定着していく。港に面した岬の先端には教会堂が建設され、後にイエズス会本部が置かれるなど、近世から現代まで続く長崎の中心地としての礎が形成された。その後、大村純忠おむらすみただは長崎と茂木を、有馬氏も浦上をイエズス会へ寄進した。

キリスト教の布教に伴って、セミナリヨ(神学校)やコレジヨ(学院)といった日本人宣教師養成のための教育機関が各地に設置された。また、このような教育機関で教育を受けた天正遣欧使節がローマに遣された。

天正年間(1573~1592年)、大名や武将、知識人の多くがキリスト教の信者になったが、九州を平定した豊臣秀吉は伴天連追放令を発し、長崎・茂木・浦上を没収した。また、慶長元(1597)年には、京都・大阪等で捕縛したフランシスコ会宣教師6人を含む26人のキリシタンを長崎の西坂で処刑した。

文禄元(1592)年から慶長3年(1593)にかけ、豊臣秀吉は明征服を目的に朝鮮半島へ派兵し、大規模な戦闘を行った。肥前名護屋城から朝鮮半島へ渡るための兵站基地として壱岐の勝本城、対馬の清水山城が築城され、対馬の宗義智そうよしとしのほか有馬氏・大村氏・松浦氏・五島氏らが渡海した。朝鮮・明の連合軍との戦闘は秀吉が死去するまで続いた。大名たちは帰国に伴い多数の朝鮮人を捕虜として日本に連行したが、その中にいた陶工が、波佐見(大村氏領)、平戸及び三川内(松浦氏領)で窯業生産を始め、近世には主要な磁器生産地として発展した。

④ 近世

江戸幕府は、当初は前代からの禁教政策を踏襲しつつキリスト教宣教を黙認していたが、慶長19(1614)年、全国に禁教令を布告した。これ以後、幕府はキリシタンの徹底弾圧を行うとともに、16世紀以来日本と通商関係にあったポルトガル船の来航を禁止し、全国的な沿岸警備体制の確立を急いだ。寛永18(1641)年には平戸オランダ商館を当初、ポルトガルとの交易のために築かれた長崎の出島に移し、幕府による鎖国政策は完成をみた。また、中国人についても、密貿易対策を主な目的として、元禄2(1689)年に完成した唐人屋敷に宿泊させた。

幕府は長崎を天領として奉行所を設置し、長崎奉行を派遣して支配にあたるほか、福岡藩と佐賀藩に対して一年交代に長崎警備にあたるように命じた。長崎の重要性が高まりをみせるなか、

幕府や藩によって長崎と豊前小倉とを結ぶ長崎街道が整備され、多くのヒト・モノが行き交った。

文禄・慶長の役によって断絶していた日朝関係であったが、徳川幕府が成立すると国交回復の機運が高まる。朝鮮王朝との交渉には、中世から朝鮮通交が深い対馬宗氏があたり、朝鮮国王からの使者を招聘することに成功した。対馬藩は江戸時代を通じて朝鮮との貿易に従事し、将軍代替わりごとの朝鮮通信使の来日にたずさわるなど幕藩体制のなかで独自の地位を築いた。

平戸藩は、松浦党からでた松浦氏が、平戸湾を見下ろす平戸城を拠点に壱岐や宇久・小値賀など周辺地域までを支配した。江戸後期の藩主であった松浦清（静山）は『甲子夜話』を著すなど、文人大名として活躍した。また、生月の益富組など捕鯨業が盛んとなり藩の財政を潤した。

キリシタン大名であった大村氏は、その後法華宗に改宗し、大村湾をのぞむ玖島城を拠点に城下町を形成し領内支配にあたった。領内の文教政策に尽力し、藩校・五教館は多くの人材を輩出した。

島原半島では有馬氏が転封されたのち、松倉重政が入部し島原城を築城した。松倉氏の領内支配に対して領民たちが蜂起して島原城を包囲攻撃し、その後原城に立て籠もった。この島原・天草一揆は幕府軍により鎮圧されるが、近年の原城跡の発掘調査からも籠城者の大多数がキリシタンであったことが判明している。その後、島原は数度にわたって藩主家が入替るも、寛文9（1669）年以降は松平家が入部し、戸田家の統治をはさみながらも、松平家は廃藩置県まで続いた。

宇久島を拠点にしていた宇久氏は14世紀末に福江島に移り、五島氏を称する。五島氏は福江を城下町とし、五島列島の大小の島々を支配した。西欧列強の圧力が高まった幕末には、我が国最後の和式築城である福江城（石田城）を築いた。

戦国末期に龍造寺氏が肥前国領域に勢力を広げていたことから、県域には佐賀藩の飛び地として、諫早の地を領有した親類同格の諫早家が領有した諫早領、島原半島に家老神代鍋島家の神代領、長崎半島に家老深堀鍋島家の深堀領の三領が存在していた。諫早家・深堀家は、佐賀藩の長崎警備の任務を分担した。

出島や唐人屋敷が置かれたことで、長崎は江戸時代における数少ない海外との窓口となり、政治・経済・学問・文化など様々な分野の情報が集積する一大先進地となっていく。中国からは多くの人びとが長崎へ渡来し、興福寺などの唐寺や中島川に架かる眼鏡橋を架設し、また招きにに応じて渡来した隠元隆琦は黄檗禅を開き、その後、書・彫刻・絵画・建築・飲食など様々な文化に影響を与えることとなる。

オランダからは出島を通じてヨーロッパの学術・文化・技術がもたらされ、蘭学として当時の日本に大きな影響を与えた。特に貿易業務に従事した阿蘭陀通詞からは、『鎖国論』を著した志筑忠雄や蘭方医の吉雄耕牛などが輩出されている。また、オランダ商館医として長崎に来航したシーボルトは鳴滝に塾を開き、全国各地から広く門人を集めた。幕末の長崎には洋式海軍創設のための人材育成を行う海軍伝習所、西洋医学を学ぶための医学伝習所、英語通詞養成のための語学伝習所などが設置され、維新後の日本を支える多くの人材を輩出した。

また、この時代には、幕府によるキリシタン禁制政策が続くなか、独自の信仰組織を形成し、キリスト教由来の儀礼や行事をとりおこなうことで信仰を守った潜伏キリシタンが存在した。18世紀後半、大村藩領の外海地域（長崎市）の人口が増加したことなどから、五島藩への移住が進められたが、その中にはこの潜伏キリシタンも含まれており、離島部におけるキリシタン集落が形成されることとなった。

19世紀になると西洋列強の圧力が日本にも及ぶようになり、ロシア使節レザノフの来航やイギリス軍艦フェートン号の長崎港侵入事件が相次いで起こる。長崎港周辺には、正保4（1647）年のポルトガル船来航を契機に、承応4（1655）年に平戸藩により7箇所の台場（古台場）が設置されていたが、幕府は更なる海防強化を余儀なくされ、文化年間に5箇所の新台場、4箇所の増台場を築いた。更に、嘉永年間（1848～1854）に佐賀藩は長崎の伊王島や神ノ島への新規台場の建設を進めた。

⑤ 幕末～近代・現代

19世紀に入ると、開国を迫る欧米列強の圧力が強まり、安政元（1854）年にアメリカ、イギリス、ロシアと和親条約を締結、更に安政5（1858）年にはアメリカ、オランダ、ロシア、イギリス、フランス5カ国と相次いで修好通商条約を締結した。これにより長崎のほか横浜、函館が開港し、長崎では各国の領事館が設置されるとともに、東山手から南山手一帯に外国人居留地が設置され、洋風建築が建ち並んだ。

元治2（1865）年、在留外国人のために建設された大浦天主堂で、浦上の潜伏キリシタンが神父に対して信仰告白を行った、いわゆる「信徒発見」が起こると、長崎周辺や五島、平戸など、各地で潜伏キリシタンのカトリックへの復帰が進んだ。江戸幕府はキリシタン禁制を盾に弾圧を強化したが、欧米列強の批判を浴び、明治6（1873）年に明治政府はキリシタン禁制の高札を撤去した。

海防体制強化の課題解決に向けて、海軍養成と軍艦保有を目指した幕府は、安政2（1855）年に長崎に海軍伝習所を開設するとともに、文久元（1861）年に長崎製鉄所を建設した。長崎製鉄所は、明治維新後に官営となり長崎造船所と改称されたが、明治20（1887）年には政府から払い下げを受けて三菱による民間経営となり、以後施設の拡張・整備が続けられ、日露戦争前後には東洋一の造船所に発展した。また、外国船の燃料需要の高まりを受けて、長崎港周辺の炭鉱開発が進み、明治2（1869）年の高島北溪井坑たかしまほっけいせいこうの出炭を皮切りに、端島や中ノ島などの島嶼部とうしょぶでも炭鉱開発が進められ、明治中期には日本を代表する炭鉱へと発展した。このほか、明治24（1891）年に採掘を開始した松浦炭坑、明治40（1907）年に採掘の始まった崎戸炭坑など、県内各地で炭鉱開発が進み、近代化を支えた。

本県の近代化は、外国人居留地が建設された長崎市と、鎮守府が設置された佐世保市の2つの都市により進められた。長崎市では、明治中期以降、3次に亘る港湾整備に伴う大規模な埋立工事により、都市の骨格が形成された。また、橋梁群の架橋や路面電車の運行（大正4（1915）年）、日華連絡船就航（大正12（1923）年）、日見トンネルの開通（大正15（1926）年）など、交通体系が整備された。明治中期以降は、都市の拡大と人口増加に対応した飲料水確保が課題となり、明治24（1891）年には本河内貯水池ほんごうちを始めとする水道施設を整備した。一方、佐世保市では、明治22（1889）年の佐世保鎮守府かいぐんぞうせんしゅうの設置を契機に、海面埋立を進めつつ、海軍造船廠・海軍工廠かいぐんこうしょうの整備（明治36（1903）年）、立神係船池たてがみけいせんちの整備（大正5（1916）年）等により、海軍基地の骨格が形成された。更に、明治22（1889）年の佐世保軍水道整備、明治39（1906）年の海軍橋架橋など、インフラ整備も進み、人口も大幅に増加した。

対馬、壱岐では、日清・日露戦争と前後して、対馬海峡の防衛対策として要塞化が進んだ。対馬では、明治20（1887）年に浅茅湾あそうわん4箇所の砲台整備、明治29（1896）年に竹敷海軍要港部の設置、明治31（1898）年に13箇所の堡塁ほるい整備、明治33（1900）年に万関運河開削まんぜきと、短期間で軍

事施設を整備した。また、日露戦争後には浅茅湾^{あそうわん}周辺の砲台を廃止し、豊砲台^{とよ}など島の南北に砲台を設置した。壱岐では日露戦争後に砲台の建設が進んだ。中でも昭和 8（1933）年に完成した黒崎砲台には巡洋戦艦赤城の主砲 2 門が据えられ、対馬の豊砲台^{とよ}や豆靱砲台^{つづ}と並んで当時最大のものであった。

昭和 4（1929）年の世界恐慌により深刻な不況にあえぐ日本は、大陸進出を唱える軍部の発言が強まり、満州事変を契機に戦争へと突入していく。昭和 16（1941）年には佐世保海軍工廠^{かいぐんこうしょう}川棚分工場が開設され、昭和 18（1943）年には川棚海軍工廠として独立した。大村海軍航空隊は大正 12（1923）年に開設されていたが、昭和 16（1941）年には佐世保海軍工廠^{かいぐんこうしょう}飛行機部と佐世保海軍軍需部大村補給工場が統合して、第 21 海軍航空廠が設置され、飛行機やエンジンの製作、修理等を担当した。また、三菱長崎造船所での戦艦武蔵の建造に代表されるように、造船業を中心に県内の軍需産業が活況を呈した。

昭和 20（1945）年に入ると本県でも空襲が激しくなり、6 月には佐世保中心街が空襲により焦土と化した。8 月 9 日午前 11 時 2 分、長崎市に投下された原子爆弾により、爆心地近くの長崎医科大学（現在の長崎大学医学部）、浦上天主堂、城山国民学校など広範囲の建物が崩壊し、死者 7 万人以上、負傷者 7 万人以上に及ぶ未曾有の被害を受けた。6 日後の 8 月 15 日、日本はポツダム宣言を受諾して無条件降伏し、終戦を迎えることになる。

戦後は、佐世保鎮守府の解体等の戦後処理とともに、復興が図られることになる。特に昭和 25（1950）年に始まる朝鮮戦争を契機として佐世保に米軍基地が整備され、三菱造船所や佐世保重工業、大島造船所をはじめとして造船業が活況となった。また、製鉄用原料炭を産出した北松炭坑も好況となった。造船業は、その後も石油需要の増大による大型タンカーの建造ブームに乗って設備の大型化が進み、昭和 40（1965）年以降 12 年にわたって進水量世界一となり、本県経済の戦後の発展を支えた。更に、自動車の普及に合わせて、昭和 30（1955）年に架橋された西海橋をはじめ、県内のインフラ整備が飛躍的に進み、平成 2（1990）年には長崎自動車道が全線開通し、人々の往来や物流が活発になった。

一方、被爆により甚大な被害を受けた長崎市では、昭和 24（1947）年に長崎国際文化都市建設法の適用を受け、爆心地を中心としたエリアを都市公園として昭和 26（1951）年から整備を開始した。現在は「祈りのゾーン」「学びのゾーン」「願いのゾーン」からなる平和公園として整備され、被爆の実相を伝えるとともに、世界平和を願う場となっている。

2. 文化財を取り巻く近年の動向

（1）人口減少、少子高齢化の進行

我が国の人口は、平成 22（2010）年の 1 億 2806 万人をピークとして本格的な人口減少社会に突入している。また、総人口に占める高齢者の割合は、今後更に上昇し、令和 7（2025）年には 30%まで上昇することが見込まれる。

本県においては、現在の人口は約 132 万 1 千人であるが、令和 7（2025）年には 125 万 7 千人、令和 22（2040）年には 105 万 3 千人に減少することが見込まれている。また 14 歳以下のこども（年少人口）が現在の 16 万 6 千人から令和 7（2025）年には 15 万 2 千人に減少することが予測される一方で、高齢者数は右肩上がりが増え続けて、現在 43 万 6 千人の老齢人口は、令和 7（2025）年には 44 万 2 千人でピークを迎え、令和 22（2040）年には県民の約 4 割が 65 歳以上の高齢者に

なることが予測されており、全国に先んじて少子高齢化が進行する可能性が高い。

人口減少や高齢化の進行に伴い、地域活力の低下が危惧されているが、文化財保護への影響も大きい。文化財の維持管理は原則的に所有者に委ねられているが、今後所有者等が自立的に維持管理を行うことが困難になる事例の増加が予想される。また、これまで地域で継承されてきた伝統芸能や無形文化財の担い手が不在となることにより、将来的に衰退や消滅することも懸念される。

(2) 観光資源や地域資源としての注目度の高まり

本県では、平成 18 (2006) 年に「観光振興条例」を制定するとともに「長崎県観光振興基本計画」を策定し、地域の歴史、文化、自然、景観、食などを活用して国内外からの観光客誘致に取り組んでいる。県の観光動向調査によると、平成 30 (2018) 年の本県の延べ宿泊者数は、平成 29 (2017) 年から 19 万人増の 836 万人 (対前年比+2.3%) となった。日帰り客は、クルーズ客船の乗客乗員数が増加したものの、夏場の猛暑の影響により屋外型観光施設の入場者数が減少したことなどから、1.5 万人増の 2,048 万人 (対前年比+0.1%) と微増にとどまった。一方、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産 (県内) への来訪者数は、登録前後の年間比で約 1.5 倍の増となっている。このように本県の歴史文化を特徴づける様々な文化資産は、保存への影響を十分配慮しながら適切に活用されれば、本県の魅力を強調する有力な素材として、誘客や交流人口の拡大につなげることができる。

また、本県が有する豊かな自然や環境、歴史文化等は大きな魅力であり、観光振興のみならずふるさと教育による若者の地元定着の促進、UI ターン希望者の増加、離島の振興など地域振興にも寄与することが期待されている。

(3) 自然災害の増加、危機管理の要請

平成 28 (2016) 年熊本地震、平成 29 (2017) 年 7 月九州北部豪雨、平成 30 (2018) 年 7 月豪雨 (西日本豪雨) など、近年の度重なる台風等による暴風雨や地震などの大規模災害は、人的、物的な被害に留まらず、所在の文化財にとっても大きな被害をもたらし、未だ復旧再建の途上にある。また平成 31 (2019) 年 4 月のパリ・ノートルダム大聖堂や令和元 (2019) 年 10 月の沖縄首里城の火災による焼失は記憶に新しい。

文化財は一度壊れたり焼失したりすれば価値が損なわれてしまうため、平時から災害の発生に備えて、文化財の種類や性質に応じた防災、減災対策の推進が求められる。また、非常災害に直面した際には、速やかに避難や応急の措置が講じることができるよう連絡体制やネットワークを構築しておくことが不可欠である。離島やへき地などが多い本県の場合は、特にその対策は急務であり、かけがえのない地域の文化財を不意の災害の発生で失うことがないように、日頃から防災や減災のための意識の醸成が必要である。

また、文化財の活用や価値の発信は、観光客の増加や経済効果、人的交流を生み出す一方で、文化財の損傷や失火のリスクを高める可能性がある。加えて、放火・盗難・故意による破壊といった犯罪による滅失・毀損を防がなければならない。そのため、活用の施策と表裏一体で防災・防犯機能の整備等の対策を推進していく必要がある。

(4) 持続可能な開発

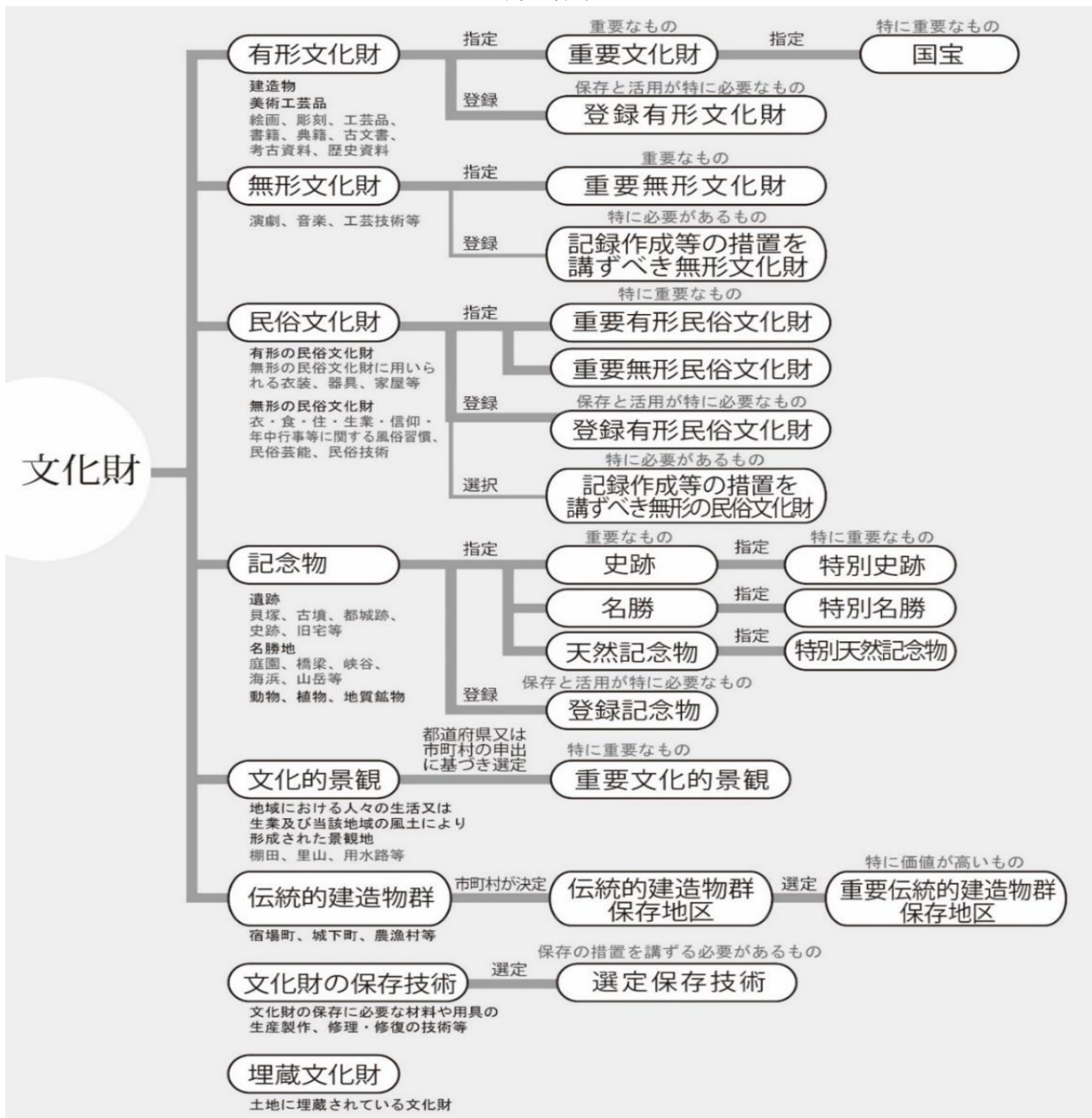
SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成 27 (2015) 年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された平成 28 (2016) 年から令和 12 (2030) 年までの国際目標である。SDGs は、持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、開発途上国のみならず、先進国を含む国際社会全体の目標として、経済・社会・環境の諸問題を統合的に解決することを目指している。

SDGs の中では、ゴール 11「持続可能な都市：包括的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」ために、ターゲット 11.4「世界の文化遺産及び自然遺産の保護・保全の努力を強化する」こととし、世界遺産をはじめとした文化遺産を保存活用することにより、持続可能な世界の実現に貢献することが期待されている。

その他、文化政策の観点からユネスコが貢献する諸問題の解決に向けて、文化財は様々な側面から注目されており、国際社会の調和と発展のためにも、欠くことができない存在となっている。

3. 長崎県の文化財

文化財の体系図



長崎県の国・県・市町指定等文化財の件数

国指定等文化財の数 294 件 (R2. 10. 1 現在)	
・有形文化財	70 件 (建造物 36 [うち国宝 3]、美術工芸品 34)
・民俗文化財	7 件 (うち無形 7、有形 0)
	※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 27 件
・史跡	32 件 (うち特別史跡 2)
・名勝	7 件 (うち特別名勝 1)
・天然記念物	35 件
・重要文化的景観	7 件
・重要伝統的建造物群 保存地区	4 件
・登録文化財	132 件 (うち建造物 128、美術工芸品 1、記念物 3)
県指定文化財の数 386 件 (R2. 10. 1 現在)	
・有形文化財	152 件 (うち建造物 32、美術工芸品 120)
・無形文化財	3 件
・民俗文化財	32 件 (うち無形 22、有形 10)
・史跡	93 件
・名勝	1 件
・天然記念物	105 件
市町指定文化財の数 1, 179 件 (R2. 5. 1 現在)	
・有形文化財	486 件 (うち建造物 96、美術工芸品 390)
・無形文化財	14 件
・民俗文化財	211 件 (うち無形 81、有形 130)
・史跡	323 件
・名勝	7 件
・天然記念物	138 件
重要美術品	4 件

(※赤字：国指定・選定文化財、青字：県指定文化財、緑字：国登録文化財)

(1) 長崎県の文化財の特徴

① 有形文化財 (建造物)

国指定重要文化財 (建造物) には、国際交流の歴史に基づく建造物が多く、地域特有の歴史や文化の特徴を現した寺院、社殿、教会堂、和風・唐風建築、洋風建築、土木構造物など多種多様の文化財建造物が残っている。

長崎市にある興福寺・崇福寺・聖福寺など、江戸時代初期に中国から渡来した隠元禅師を開祖とする黄檗宗の寺院が重要文化財に指定されている。このうち崇福寺の大雄宝殿・第一峰門は、中国で部材を切り組み、唐船で運ばれたもので、国宝に指定されている。また、興福寺の僧黙子如定によって架けられたと伝えられる眼鏡橋 (長崎市) は、我が国最古級のアーチ形の石橋で重要文化財に指定されている。

安政6 (1859) 年長崎が横浜、函館と共に開港されると、旧市街地の南郊に位置する大浦・東山手・南山手一帯 (長崎市) には外国人居留地が造成され、国際貿易都市として繁栄した。特

に**旧グラバー住宅**（長崎市）のように長崎市に残る洋館には、幕末から明治初期に日本人技術者によって建てられた木造洋風建築ないし、木造擬洋風建築が多いことが特徴である。明治32（1899）年に居留地が廃止され、120余年経過した今日においても、幕末から明治にかけて建てられた建造物と居留地時代の石畳・側溝・石垣・樹木が一体となって歴史的な風致をとどめている。

更に、我が国で現存する最古のキリスト教会堂で、国宝である**大浦天主堂**（長崎市）をはじめ、離島部には**江上天主堂**（五島市）や**頭ヶ島天主堂**（新上五島町）など、地域に密着した特徴的なカトリック教会堂が現存している。

江戸時代末期から第二次世界大戦終了時までの近代化遺産といわれる建造物としては、**旧香港上海銀行長崎支店**や**旧長崎英国領事館**（いずれも長崎市）などの官公庁や銀行などにおける様式主義的建築がある。また、早期の鉄筋コンクリート造建築として、**旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設**（佐世保市）や、水道施設などの土木構造物として、**本河内水源地水道施設**（長崎市）が残されている。その他、地理的あるいは歴史的な特性などにもとづく目立った建造物が数多く確認できる。とりわけ近代にあつては、建造物としての質の高さだけでなく希少性に富むものが多い。

登録有形文化財（建造物）には、**小早川家住宅主屋**（島原市）をはじめ、城下町を中心に武家屋敷や商人の町屋などの歴史的景観に寄与しているものが登録されている。また、江戸時代中期から明治初期にかけて、西海屈指の鯨組であった**益富組**の本拠地として栄えた集落にある**益富家住宅主屋**（平戸市）、波佐見焼の卸問屋で明治期の典型的な商家建築である**中尾山うつわ処赤井倉**（波佐見町）などがある。

このほか鉄筋コンクリート二階建てで、左右対称の外観、幾何学的な装飾などが特徴である**佐世保市民ホール**（旧海軍**佐世保鎮守府凱旋記念館**）（佐世保市）、音響に優れた大型木造洋館が特徴である**旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂**（波佐見町）などの歴史的景観に寄与しているものが登録されている。更に周囲の山々や川と調和して優美な風景をつくり出している**吉井川橋梁・吉田橋梁・福井川橋梁**（いずれも佐世保市）、日本で自動車交通手段として使われ始めたころの本格的なトンネルである**日見トンネル**（長崎市）がある。

このように登録有形文化財（建造物）には、住宅や店舗、社殿や堂宇、橋、トンネル、ダム、石垣や煙突、重機など幅広い建造物などが登録されている。また、これらの歴史的な特性がある建造物や近現代建造物などについて未指定のものも多く、登録に向けた現況調査を実施し、保存や活用を目指していくことが望ましい。これからも、登録文化財制度を利用して、多くの建造物が保存され、まちづくり資源として積極的に活用されることが期待される。

これらの建造物は、これまでの災害による復旧や老朽化に伴う修理などにおいても、関係者の手によりその価値を損なうことなく、適切に修復が行われてきた。しかしながら近年の激甚化した災害に対応するためには、更なる耐震・耐風性能の確保が必要であり、文化財建造物の構造的な特性を活かした耐震診断と文化財建造物の価値を損なわない耐震補強工事・耐風対策が急務である。また、防災設備についても古い設備は必要に応じて更新し、維持管理体制の実情に応じた防災設備計画と定期的な訓練が必要であるほか、文化財建造物の周辺環境の保全に努め、文化財建造物の保存・活用を図っていくことが求められる。

また、近代の文化財建造物の主な構成材料（煉瓦、鉄、鉄筋コンクリート）についても、日本の伝統的な材料（土、石材、木材）と同様、修復技術の研究が必要である。これまで大切に保存・

活用されてきた文化財建造物を後世に受け継ぐためにも、個々の文化財建造物についての保存活用計画を策定し、計画的な修理、耐震補強、耐風対策の実施が望ましい。

修理・修復については、地元業者への技術・技能の継承が重要である。そのためにも修理工事現場の公開による地元業者の技術者・技能者の研修の場としての活用やヘリテージマネージャーとの連携の推進など、歴史的建造物を含めた文化財建造物と地域をつなぐ取組を各市町と一緒に取り組んでいくことが求められている。



崇福寺 第一峰門（長崎市）



旧グラバー住宅（長崎市）



旧佐世保無線電信所（針尾送信所）施設（佐世保市）



旧波佐見町立中央小学校講堂兼公会堂（波佐見町）

② 有形文化財（美術工芸品）

国指定重要文化財の絵画である**紙本著色泰西王侯図六曲屏風**（長崎市）は、16世紀に長崎を中心に広まったキリスト教とともに、ヨーロッパの画法が取り入れられた絵画作品である。そのほか、近世中期に長崎で活躍した画家・熊斐の**絹本著色鯉魚跳龍門図**（長崎市）は、長崎へ渡来した清人で花鳥画を得意とした沈南蘋の画風を継承し、18世紀の日本画壇に革新をもたらした長崎派を代表する作品として評価されている。県指定絵画には、**長崎日蘭貿易絵巻**や**長崎日清貿易絵巻**（いずれも平戸市）など、中国・オランダなど海外との貿易で繁栄を築いた近世長崎の様子を描いたものがある。一方、黄檗文化の伝来とともに明末清初の最新の中国文化が長崎に伝えられた。なかでも福建省出身の画人である呉彬の**絹本著色仏涅槃図**や**聖福寺の涅槃図**、**春徳寺の涅槃図**（いずれも長崎市）は、黄檗文化や日中交流の様子を物語るものである。

国指定重要文化財の彫刻はいずれも仏像で、飛鳥時代の作である**銅造如来立像**（五島市）のほか、**銅造如来立像**（新上五島町）や**銅造如来坐像**（対馬市）のように、朝鮮半島から日本へもたらされた金銅仏が指定されていることも特徴である。県指定有形文化財の彫刻も仏像が圧倒的な割合を占め、**円光寺の木造不動三尊像**（壱岐市）や**法清寺観音堂の木造千手観音立像**（対馬市）など平安時代木彫仏の優品や、仏像背面に永正10（1513）年の銘文をもつ**大雄寺の十一面観世音菩薩坐像**（諫早市）がある。また、県指定でも朝鮮半島で制作された金銅仏が多く、壱岐市・対馬市を中心に平戸市・松浦市など県北地域に分布している。

国指定重要文化財の工芸品には、**亀岡神社の鑢頭大刀**、**無銘拵付**や大友宗麟から松浦鎮信に贈られたと伝えられる**紺糸威肩白赤胴丸**、**兜・大袖付**（いずれも平戸市）は、平戸松浦家との関係が深い文化財である。県指定工芸品には、**梵鐘**や**鰐口**などの仏教具が多い。中世に流行した円形板に浮き彫りした仏像を留めた懸仏は、**田平熊野神社の懸仏**（平戸市）など神社の奉納品として伝世している。

国指定重要文化財の書跡・典籍には、高麗王朝の国家事業として制作された版木から印出された経典（版経）で、11世紀の版木で印行されたことから**初雕版**といわれ、国内外にも遺例が少ない**高麗版大般若経**が壱岐市・対馬市に所在する。そのほか、慶長12（1607）年に長崎で刊行された、いわゆるキリシタン版といわれる**珠冠のまぬある**（長崎市）がある。県指定では、中国・元版の**西福寺の元版大般若経**、**東泉寺の五部大乘経**（いずれも対馬市）が指定されている。

国指定重要文化財の古文書である**朝鮮国告身**（対馬市）は朝鮮王朝が発給した辞令書であり、倭寇の被害に苦慮していた朝鮮王朝による倭寇対策の一つを示す文化財である。**小田家文書**（対馬市）は、中世対馬における網による漁業や製塩など海民の様相を伝えるとともに高麗との交易関係を示し貴重である。県指定の**肥前島原松平文庫**（島原市）は、島原藩主・松平忠房が蒐集した古典籍群であり、国文学研究における資料として広く知られている。

国指定重要文化財の考古資料については、県内各地での発掘調査の進展に伴って、1990年代以降相次いで指定されている。**長崎県泉福寺洞窟出土品**（佐世保市）は、我が国最古段階の土器である**豆粒文土器**など、旧石器時代から縄文時代早期にかけての出土遺物である。また、弥生時代の遺跡で県を代表する特別史跡**原の辻遺跡**の発掘調査の成果として**長崎県原の辻遺跡出土品**（壱岐市）が指定されている。県指定の考古資料には、弥生時代の農耕の実相を明らかにした**里田原遺跡出土の木製品**（平戸市）や、島原半島の弥生時代の首長墓地からの出土品である**景華園遺跡出土の一括遺物122点**（島原市）などがある。

国指定重要文化財の歴史資料には、海外との交流や近代的技術を取り入れた先進性を示す文物

が指定されている。ドイツ人医師・シーボルト関連の資料である**シーボルト関係資料**（長崎市）や、長崎歴史文化博物館が保管する**長崎奉行所関係資料**（長崎市）や対馬歴史研究センターで調査研究を進めている**対馬宗家関係資料**（対馬市）など、海外交流とも関係の深い近世の古文書群もある。また、平成8年に新設された指定基準である「科学技術」の最初の指定として安政4（1857）年に幕府がオランダから購入した工作機器の**豎削盤**（長崎市）がある。県指定の歴史資料には、松浦市鷹島の海岸で住民が発見したという**鷹島の管軍総把印**（松浦市）がある。そのほか、平戸藩の松浦静山が執筆した**甲子夜話（副本・写本）**や**地球儀・天球儀（1対）**（いずれも平戸市）など、平戸松浦家に伝来する多様な資料が指定されている。

登録有形文化財（美術工芸品）は、文久2（1862）年に来日したオランダ人医師アントニウス・ボードインが日本滞在中に収集・撮影した写真コレクションである**ボードイン収集紙焼付写真528点**がある。

指定文化財のなかには仏像や仏具など信仰の対象となっているものがある。近年の少子高齢化・過疎化の影響を受けて、地域住民による神社仏閣等の維持そのものが難しくなっていくなか、指定文化財の維持管理や修復などにも困難が生じている。加えて、県内では過去に美術工芸品の盗難事件が発生しており、所有者である個人や法人による防犯対策の強化も求められる。地域の美術館・博物館等の保存施設に寄託するなど、行政機関と連携をとりながら、美術工芸品を安全かつ安定的に、後世へ伝承していくための総合的な取組が必要である。



紙本著色泰西王侯図六曲屏風（長崎市）



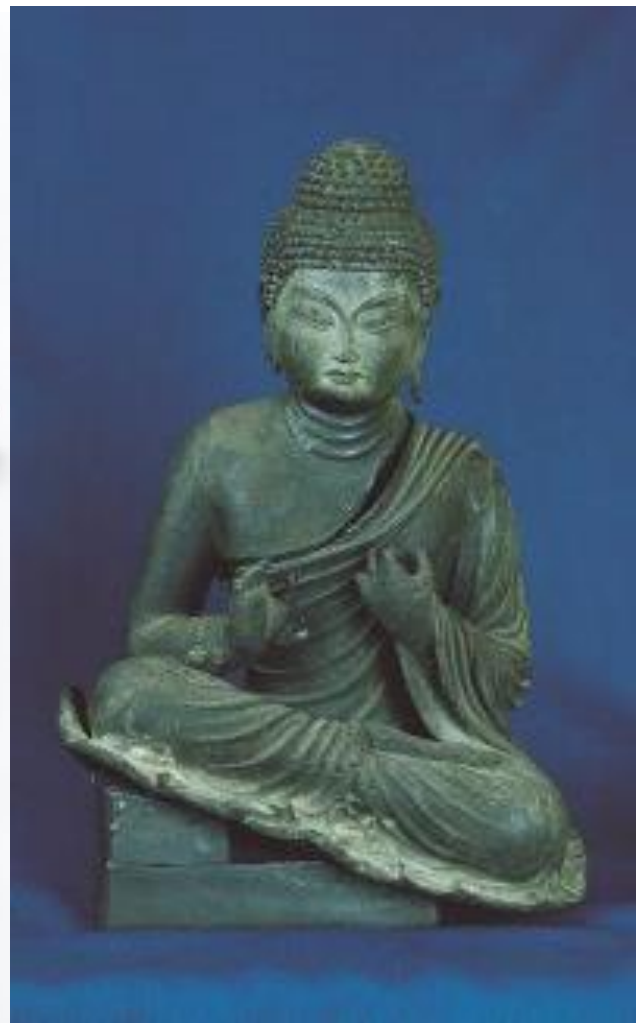
長崎日蘭貿易絵巻（平戸市）



対馬宗家関係資料 (対馬市)



長崎県原の辻遺跡出土品 (壱岐市)

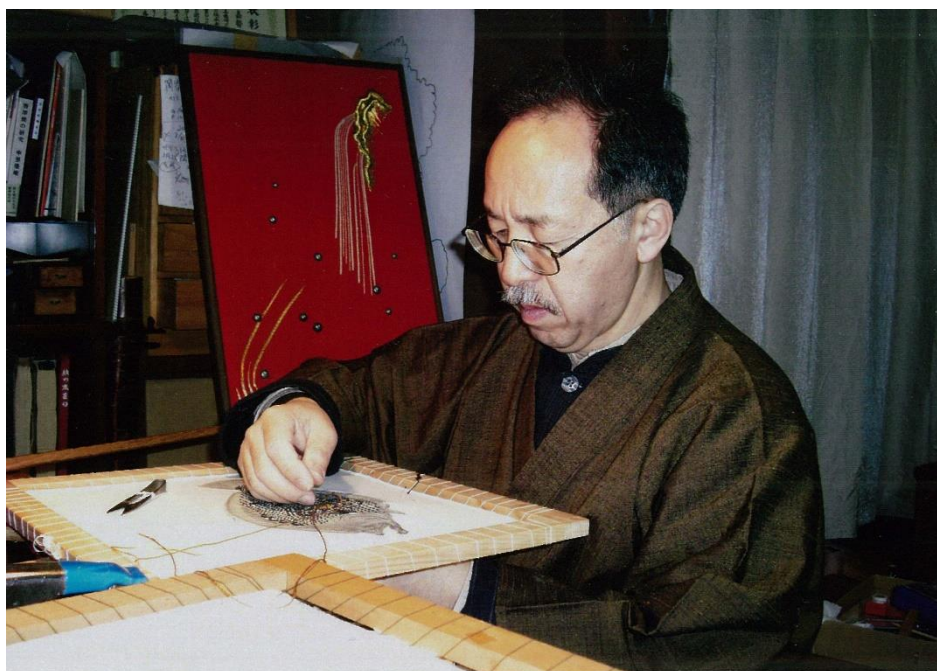


銅造如来坐像 (対馬市)

③ 無形文化財

本県において国の重要無形文化財についての指定はない。県指定無形文化財の^{みんしんがく}長崎の明清楽（保持団体：長崎市明清楽保存会）は明朝・清朝の音楽という意味で、明朝の音楽は明治初期に廃れ、今では清朝の音楽のみを伝承する。^{ながさきししゅう}長崎刺繍（保持者：嘉瀬照太）は、江戸時代に長崎に居住した中国人によって伝えられた刺繍技術が定着したものといわれ、長崎くんちの衣装や傘鉾などにも使用されている。いずれも近世から中国との交流をもつ長崎における異文化受容のあり方を今に伝えるものとして貴重である。^{みかわちやき}^{そめつけぎじゆつ}三川内焼 染付技術（保持者：中里勝歳）は、三川内焼（佐世保市）の染付技術のうち、代表的な図柄である松樹の下に遊ぶ唐子をモチーフにした唐子文様が伝統的な手書きの筆致を継承したものとして評価されている。

無形文化財については、技術の習得に長い時間を要することから、後継者の育成が必要である。また、新たな指定対象を把握するための取組が求められる。



長崎刺繍（保持者：嘉瀬照太）



三川内焼 染付技術（保持者：中里勝歳）

④ 民俗文化財

国指定重要無形民俗文化財には、10月の諏訪神社秋の大祭（くんち）で奉納される**長崎くんちの奉納踊**（長崎市）があり、全国的にも知名度が高く多くの観光客を集めている。各踊町は傘鉾を先頭に社前で奉納踊を奉納し、**龍踊**（長崎市）や唐人船など多彩な奉納踊は、長崎独特の文化的伝統を今に伝えている。

神前に奉納する舞楽である神楽は平安時代に起源が求められる。長崎県内においては**平戸神楽**（平戸市）、**壱岐神楽**（壱岐市）、**五島神楽**（五島市・新上五島町・佐世保市宇久島）がある。そのほか、年頭に綱引きや玉の奪い合いをして豊凶を占い、生業の発展や除災招福を祈願する年中行事である**下崎山のヘトマト行事**（五島市）や、大村市の旧郡村に残る**大村の郡三踊**（**寿古踊**・**沖田踊**・**黒丸踊**）（大村市）先祖供養・五穀豊穰祈願の芸能として伝承される**平戸のジャンガラ**（平戸市）は中世に源流をもつ風流踊で、踊り手の構成など近世以来のかたちを残し地域的特色や芸能の変遷の過程を示す。

なお、大村の沖田踊・黒丸踊及び平戸のジャンガラを含む**風流踊**が、ユネスコ無形文化遺産へ提案されている。

県指定無形民俗文化財には、主なものとして、**田結浮立**（諫早市）、**木場浮立**（佐世保市）、**坂本浮立**（東彼杵町）、**井崎まっこみ浮立**（諫早市）など、伝統的な踊りと音楽である浮立があげられる。農民を中心に田祈祷・雨乞い等の際に行われた踊り、肥前国域を中心に数多くの風流の伝統が残っている。また、中世に起源をもつ霊を慰める鎮魂のための念仏踊りとして、**チャンココ**、**オーモンデー**（いずれも五島市）、**大島のジャンガラ**（平戸市）などがあげられる。そのほか、**千綿の人形芝居**（東彼杵町）や**皿山の人形浄瑠璃**（波佐見町）は、近世以降に日本各地に伝播し隆盛を極めた人形芝居の伝統を今に伝えている。

無形民俗文化財のうち民俗芸能については、地域社会の生活様式の変化や少子高齢化に伴う担い手の減少によって、芸能自体の存続が危ぶまれているところもある。

国の有形民俗文化財については指定はないが、県指定の有形民俗文化財には、大村藩の記録でも確認できる享保7（1722）年の紀年銘をもつ**西彼杵半島猪垣基点**（西海市）や、**西郷の板碑**、**慶巖寺の名号石**（いずれも諫早市）など中世の石造物が指定されている。



大村の郡三踊（寿古踊・沖田踊・黒丸踊）（大村市）



平戸のジャンガラ（平戸市）



吉岐神楽（吉岐市）



千綿の人形芝居（東彼杵町）



西彼杵半島猪垣基点（西海市）

⑤ 記念物

A. 史跡

国指定史跡のうち、旧石器時代から古墳時代のものは、旧石器時代～縄文時代の洞窟遺跡（泉福寺洞窟（佐世保市）・福井洞窟（佐世保市））や支石墓（大野台支石墓群（佐世保市）・原山支石墓群（南島原市））、島嶼部の弥生時代集落や墓地（特別史跡原の辻遺跡（壱岐市）・塔の首遺跡（対馬市））、島嶼部や半島の古墳群（根曾古墳群（対馬市）・矢立山古墳群（対馬市）・壱岐古墳群（壱岐市）・曲崎古墳群（長崎市））が指定されており、対外交流の痕跡を残す遺跡が多い。古代は、新羅の脅威に対抗するために作られた特別史跡金田城跡（対馬市）がある。

中世は、有馬氏の居城であった日野江城跡（南島原市）や、豊臣秀吉による朝鮮出兵の兵站基地として築城された勝本城跡（壱岐市）、清水山城跡（対馬市）といった城跡が多いが、元寇関連の遺物が出土した水中遺跡である鷹島神崎遺跡（松浦市）や、鎌倉時代を中心に全国に流通した滑石製石鍋の生産地であるホゲット石鍋製作遺跡（西海市）など、本県に特徴的な遺跡も指定されている。

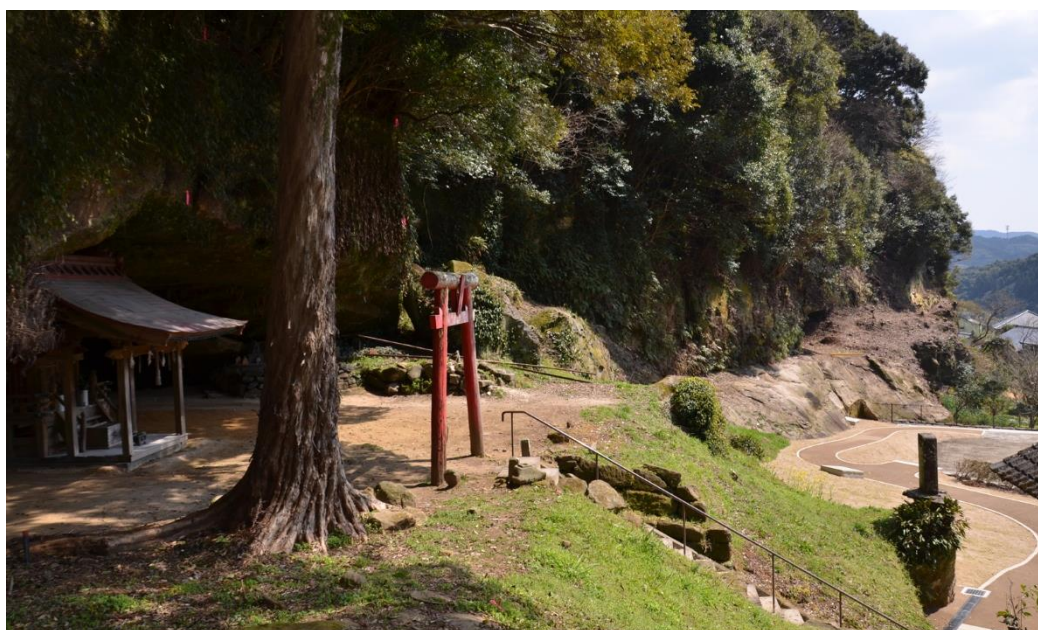
近世の史跡は最も数が多く、内容も多岐に渡る。近世諸藩の居城跡（金石城跡（対馬市））、藩主の墓所（対馬藩主宗家墓所（対馬市）・大村藩主大村家墓所（大村市））、薬園跡（旧島原藩薬園跡（島原市））、生産遺跡（肥前波佐見陶磁器窯跡（波佐見町））のほか、貿易拠点であった平戸和蘭商館跡（平戸市）・出島和蘭商館跡（長崎市）や、長崎港警護のために設置された台場跡（長崎台場跡（長崎市））などは、海外に開かれた窓口であった長崎ならではの史跡といえる。また、吉利支丹墓碑（南島原市）、大浦天主堂境内（長崎市）は、キリスト教の繁栄と潜伏からの復活を示す史跡であり、このうち、大浦天主堂境内は、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産となっている。

近代は小菅修船場跡（長崎市）・高島炭鉱跡（長崎市）といった産業遺産が指定され、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産となっている。長崎原爆遺跡（長崎市）は、県内で最も新しい時期の史跡であり、原爆の被害を物語る5箇所の遺跡で構成されている。

県指定史跡は中近世の史跡が多いが、中でも南島原市を中心に分布するキリシタン墓碑 21 件が指定されており、中世末から近世初頭にかけて隆盛を極めたキリスト教文化の面影を色濃く反映している。このほか、島嶼部の弥生時代貝塚や埋葬遺跡、古墳時代の前方後円墳、中世の古戦場跡や近世の城郭・船倉・本陣・番所跡、近代の炭鉱跡などが指定されている。

史跡の保存については、台風や大雨などの自然災害により、法面や石垣の崩落が増加している。また、近世の窯跡を中心とした盗掘防止対策も必要になっているほか、除草作業など日常的な維持管理を行う人材や費用が不足している。一方、中近世城館調査などの悉皆調査により、価値が明らかになった遺跡の史跡指定にも取り組む必要がある。同時に、生産遺跡など未調査の分野の悉皆調査を推進し、史跡候補の掘り起こしを進める必要がある。

史跡の活用については、地下に遺構が遺存している史跡の場合、価値を伝えるための整備や活用の手法が不十分な点が挙げられる。サイン整備や遺構復元等のハード面での整備のほか、ガイドの育成を始めとしたソフト面の充実が求められている。



福井洞窟（佐世保市）



原の辻遺跡（吉崎市）



金田城跡（対馬市）



ホゲット石鍋製作遺跡（西海市）



鷹島2号沈没船俯瞰画像
(琉球大学・松浦市教育委員会
(撮影・編集 町村 剛))

鷹島神崎遺跡 (松浦市)



出島和蘭商館跡 (長崎市)